

これまでの検討委員会のまとめ

前文、第1章 総則（第1条、第2条）、第2章 まちづくりの基本原則（第3条、第4条）

<H30年度の提言書>

前文から第2章までについては、条例の根幹部分であり、条文自体の見直しは必要ないと考えます。

ただし、条例の周知について、以下の点を課題として指摘いたします。

- ①条例の内容や主旨が、市民に対して十分に周知され、浸透しているとは言えない状況にあるため、周知に努める必要がある。
- ②協働のまちづくりの推進について、現状では管理職員も含めた市職員の条例の主旨への理解が十分とは言えず、意識改革を図っていくことが必要である。
- ③条例の周知について、その方法や頻度などについて、更なる取組が必要である。

◎R5年度の検討委員会での意見

- ・アンケートでは、約半数が条例を知らなかったと回答している。特に、18歳から29歳は68.3%の方が知らなかったと回答しており、若い世代に知らせるような工夫が必要ではないか。
- ・Instagramとかスマホを使った広報とか、若者への細やかな対応が課題と思う。
- ・（市政情報を積極的に取得しない理由として）自分の生活と自治基本条例や取組が関係しているという感覚を持ってないことが根本にあるのではないか。
- ・LINEは知りたい情報を回答してくれるので、生活に密着しているという感覚はある。
- ・この条例の意義は、市民が権利侵害された場合や何か不都合なことが発生した際に、「市が条例を守ってない」と主張できることだと思う。（条例を知ってもらうための）情報発信は重要だが、他の自治体と比べて見劣りしない条例を制定しておき、何か困りごとがあった際には、条例を根拠に、アクションを起こすことができるという形で位置付けるのがよいのではないか。
- ・自治基本条例を知っているかよりも、「まちづくりに参加しやすいか」「小樽に住んでよかった」などの実感を得られることが重要ではないか。後から、そうしたまちづくりが自治基本条例に基づいて行われているということがわかればよいと思う
- ・市から経済的な支援を受けたい、あるいは、市からの後援を受けたいと考えたとき、支援を得るための根拠として、自治基本条例は有力なツールとなり得る。

第3章 情報の共有（第5条～第7条）

<H30年度の提言書>

第3章については、情報の提供、公開及び個人情報の保護の規定として、条文自体の見直しは必要ないと考えます。

ただし、条例に基づく取組について、おおむね条例の主旨に配慮した取組が行われておりますが、現在の手法により推進するほか、以下の点を課題として指摘いたします。

- ①時代の移り変わりによって、情報提供の手法も変化を見せているだけでなく、情報を受け取る市民のニーズも年代によって様々であるため、それに対応した情報発信の仕方でも必要である。
- ②審議会等の公開について、インターネット等を活用した取組が不足しているため、積極的に活用する必要がある。
- ③出前講座については、防災など市民に直接関わりのある項目も多いので、市民からの要請により実施するほか、市からの働きかけによる積極的な実施が必要である。

◎R5年度の検討委員会での意見

- ・市政情報の中でも、特に「まちづくりに関する情報」が共有されることが重要なので、まちづくりに関する情報とは何かについて、整理することが大事ではないか。
- ・市は、広報おたる、ホームページ、SNS、テレビ、ラジオなどによって、情報発信は行われているが、例えば、市民がホームページで情報を取得しようと考えたとき、複数の部門にまたがるような情報については調べにくい。
- ・テーマごと（補助金一覧など）の情報発信などの工夫が必要ではないか。
- ・災害発生時の支援が必要な世帯の情報などは個人情報であることから、民生委員などに伝わっていない。（対象者への働きかけなど）工夫が必要ではないか。
- ・自治基本条例には、情報発信や情報提供に関する規定があるが、現在も、一定の広報が行われていることから、さらなる情報共有に取り組んでいただく答申でよいと思う。
- ・アンケートで、市民、議会、市間の情報共有が十分に行われているか、市から市民への情報提供が十分に行われているかなどの質問をしているが、結果に一喜一憂する必要はないと考えられる。

第4章 参加及び協働（第8条～第11条）

<H30年度の提言書>

第4章については、参加及び協働の規定として、条文自体の見直しは必要ないと考えます。

ただし、条例に基づく取組について、おおむね条例の主旨に配慮した取組が行われておりますが、現在の手法により推進するほか、以下の点を課題として指摘いたします。

- ①市民参加の推進に当たり、市が設置する審議会の開催時間について、より多くの市民が参加しやすくなるよう配慮が必要である。また、審議会等への女性の参加率についても第2次小樽市男女共同参画基本計画に定める目標値に向けて改善が必要である。
- ②市民参加の推進に当たり、市が設置する審議会等の必要性や傍聴のあり方などを含めた運営等についての統一的な基準が必要である。
- ③市が実施する様々な市民参加の取組の中で市民から出された有効な意見も、様々な要因から実現しないことが多く、実現に向けた体制づくりが必要である。
- ④協働によるまちづくりの推進に当たり、市民や団体が行うまちづくりを包括的に支援する担当部署がなく、まちづくり団体等の活動の情報が十分に把握されていない。
そのため、まちづくり団体等との日頃からの情報交換など、総合的な協力関係の構築などにより、まちづくり推進を強力に推進する担当部署の設置が必要である。
- ⑤市民やコミュニティが行うまちづくりを市が支援する際、担当する市職員のまちづくりに対する理解や積極性が低く感じられるため、市民が行うまちづくりへの市職員の理解度を高める必要がある。
- ⑥市が実施しているコミュニティ支援の制度について、今以上に活用されるようコミュニティの活動状況とともにニーズを把握する必要がある。

◎R5年度の検討委員会での意見

- ・ある程度、まちづくりなどへの意識が高い方でなければ、自治基本条例を認識してもらうことは難しいと感じる。ただし、まちを変えていく原動力は、人口の1%ぐらいの人の意識が高まり、変わっていくところから始まるので、市（職員）と町内会や民間団体の協働により進めていくことが重要である。
- ・まちづくりへ参画する人を支援するための根拠として、自治基本条例の意義はある。
- ・実際は、市民との協働が行われているにもかかわらず、まちづくりという言葉が抽象的であるために、市民は実感できていないのではないか。例えば、まちづくりには、生活に根付いたものも含まれることを示してはどうか。
- ・困りごとや、暮らしが豊かになっていくことも、まちづくりであり、そうしたことを知るきっかけや、より身近に感じられることなども、自治基本条例の意義ではないか。

- ・関わっている人だけではなく、中学生、障がいを持った方などが自分たちも対象なんだと認識できるような情報発信が必要ではないか。そうすることで、まちづくりへの協力や、機会があったらやってもよいと考えるきっかけにつながるのではないか。
- ・もう一步踏み込んだ、アウトリーチ的な情報発信があるとよいと思うが、条例を改正する必要まではないと思う。

第5章 市民（第12条～第14条）

<H30年度の提言書>

第5章については、条例に規定する市民参加によるまちづくりを進めるための規定として、条文自体の見直しは必要ないと考えます。

ただし、条例の取組の主旨がより市民に理解され、市民参加が進むよう、まちづくりの情報提供や支援のあり方など、市としての更なる取組を進める必要があると考えます。

◎R5年度の検討委員会での意見

- ・特に意見なし。

第6章 議会及び議員（第15条～第16条）

<H30年度の提言書>

第6章については、議会及び議員の規定として、条文自体の見直しは必要ないと考えます。今後も、条例に基づく取組を進めていただければと思います。

◎R5年度の検討委員会での意見

- ・議会の決まりも含めて、きちんと運営していくということが、この二つの条文に謳われていればよいのではないかと。
- ・議会がまちづくりに対してどれだけきちんとコミットするかということがこの条文の中に込められていれば、必要にして十分ではないかと思う。
- ・市議会議員の方が、接点の作り方が幾分弱め。ゆっくりと意見を言い合うというチャンスはなかなかない。以前は、市民と語る会を作ってくれたりしていたようだが。
- ・議員との活発な繋がりがこれから必要なのであれば、その部分を奨励していくとか、そういうことも必要なのかなと思う。

第7章 市長及び職員（第17条～第19条）

<H30年度の提言書>

第7章については、市長及び職員の規定として、条文自体の見直しは必要ないと考えます。

ただし、条例に基づく取組について、おおむね条例の主旨に配慮した取組が行われておりますが、現在の手法により推進するほか以下の点を課題として指摘いたします。

- ①研修などを通じた条例に対する職員の理解度の底上げが必要であるとともに、条例の主旨を日常の業務等に積極的に生かす意識改革が必要である。
- ②職員が市民として、積極的にまちづくりに参加する必要がある。
- ③職員が市民として、まちづくりに参加したことを評価する仕組みが必要である。

◎R5年度の検討委員会での意見

- ・条例策定時に、策定委員会の横山会長が「自治基本条例は、じわじわ効いていくもの」と発言していたが、市のイベント等への関わり方は、本当に変わったと思う。まちづくりに参加している職員の数も、かなりの数が増えているという印象である。
- ・職員がまちづくりに参加する際には、ボランティア休暇を活用してはどうか。
- ・市長が自ら地域に足を運ぶことが、職員のまちづくりに参加につながっているのではないか。
- ・一方で、まちづくりに取り組む経済人の中には、小樽は人口が減っているのもっと抜本的なことに前向きにチャレンジする市の職員がどんどん出てこなければ、どうにもならないという意見を持つ人もいる。
- ・そうすると、条文に書かれていること以上の努力が必要になるかもしれないと感じる。
- ・市職員の参加が増えているという面もあるが、意識が変わってきているという印象である。市民と一緒にまちづくりをしようという意識が高まっている。
- ・市民も、市も、単独ではできないことがたくさんあり、市がやると、お金がかかるが、市民が動けば、それを支援するだけですごく大きな力になっていく。そうしたことが徐々に認識されてきているのではないか。

第8章 行政運営（第20条～第30条）

<H30年度の提言書>

第8章については、市の行政運営の規定として、条文自体の見直しは必要ないと考えます。

ただし、条例に基づく取組について、おおむね条例の主旨に配慮した取組が行われておりますが、現在の手法により推進するほか、以下の点を課題として指摘いたします。

- ①小樽市の財政状況では、財政的な問題によりまちづくりの取組が進まない場合があると思うが、財源不足について、国等のまちづくりへの補助の活用や中長期的な財政計画等により、解決を図っていく必要がある。
- ②公有財産のうち、学校の統廃合や市営住宅については、特に市民生活に関わりが深いと考えるので、市民意見の反映について留意する必要がある。
- ③市民が、様々な要素が関係するまちづくりについて市へ相談する場合、総合的に対応してくれる部署がない。また、各関係部署間での横断的な連携もあまり進んでいないと考えられるため、専門部署による総合的な対応が必要である。
- ④市の担当職員と信頼関係を構築できたとしても人事異動時に、それまで構築してきた関係者との関係性や業務への取組姿勢などがうまく引き継がれていない場合があるため、確実な引継事務を行う必要がある。

◎R5年度の検討委員会での意見

- ・小樽市はスピード感がないということをおっしゃる人がいる。
- ・手続きの簡素化は大きなテーマだが、あまり簡略にしすぎると、いろいろ問題があると思う。
- ・手続きの進め方がこれでいいのかという見直しは必要。
- ・自分が相談したことが、どういうルートでどこまで届いて、誰がどのように考えてくれていて、また戻ってくるのかという点について、もう少し見えるとよいと思う。
- ・相談したときに、このことに関してはこういう手続きが必要なので、このぐらいの時間がかかりますよという説明をされると、すごく納得する。
- ・クレームに対する対応については早いと思うが、全く想定していないようなことを市民から持ちかけられたりすると、前例やマニュアルがあるわけではないので、その場ですぐには返答できないということがあるのではないか。
- ・自治基本条例にあまり細かく規定すると、それにガチガチに縛られてしまうという感じがするので、この理念型で、柔軟に対応していくことで、よいのではないか。
- ・基本的には理念型にして、細かいことは要綱に落とすというのが、スタンダード。

第9章 魅力あるまちづくり（第31条）

<H30年度の提言書>

第9章については、魅力あるまちづくりの規定として、条文自体の見直しは必要ないと考えます。

ただし、条例に基づく取組について、おおむね条例の主旨に配慮した取組が行われておりますが、現在の手法により推進するほか、以下の点を課題として指摘いたします。

- ①小樽の魅力を市民がより理解できる市民講座のような取組について、周知等を積極的に行っていく必要がある。
- ②観光が重要な産業の一つである小樽市にとって、都市景観は重要な要素であるため、景観の維持のため小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の周知及び規制の徹底を行う必要がある。

◎R5年度の検討委員会での意見

- ・観光都市としての品格が高く評価される都市づくりを目指して欲しい。
- ・自分が主体的に観光客に触れて、ウエルカムというような表現をしていないと感じる。もっと行政が市民に対して啓発してもよいのではないか。
- ・歴史文化を後世に残していく手だてを、国と連携してやるべき。
- ・地域の方がもっと地域を知るべきで、観光客が観光するより前に地域住民が自分の地域を観光するべきでないかと思う。
- ・条文そのものは、趣旨を反映していると思う。ただし、要綱や様々な政策の中で、具体的に市民が関わっていけるようにするのがベターだと思う。

第10章 安全で安心なまちづくり（第32条）

<H30年度の提言書>

第10章については、安全で安心なまちづくりの規定として、条文自体の見直しは必要ないと考えます。

ただし、条例に基づく取組について、おおむね条例の主旨に配慮した取組が行われておりますが、平成30年9月に発生した、北海道胆振東部地震による停電等により、観光客への対応など新たな課題もあると考えますので、その対応について検討する必要があると考えます。

◎R5年度の検討委員会での意見

- ・市は町内会や市民の声を、割とよく聞き入れてくれていると思う。
- ・信号が変わるまでの時間が短く、高齢者の歩くスピードに沿っていないことや、街灯が少なく、夜になると暗いことなど不安なことがあるが、どこに提言したらよいのかわからない人も意外と多い。
- ・頻繁に災害がある地域ではないので、起きたときにどうするという想定がない。それがアンケートのどちらともいえないという回答になっているのではないか。
- ・避難場所については、広報おたるに定型的に入れる情報ではないか。
- ・知る努力というか、待っているのではなくて、こちらから主体的に情報を掴むとか、そういうことが求められていると思う。
- ・アンケートが厳しい結果なのは、自分のこととしてあまり意識していないということが大きいと思う。

第11章 国、北海道、他の自治体等との連携及び協力（第33条、第34条）

<H30年度の提言書>

第11章については、国、北海道、他の自治体等との連携及び協力を行う規定として、条文自体の見直しは必要ないと考えます。

ただし、条例に基づく取組について、おおむね条例の主旨に配慮した取組が行われておりますが、現在の手法により推進するほか、民泊など市が担当窓口ではなくても、まちづくりや市民生活に関わる事項については、情報の収集・提供などに努める必要があると考えます。

◎R5年度の検討委員会での意見

- ・国内外の都市との交流からいろいろなまちづくりのヒントを得てフィードバックしていただきたい。交流から一歩でも二歩でも踏み込んで、連携がさらに進んでいけばと思う。

第12章 条例の位置付け等（第35条、第36条）

<H30年度の提言書>

第12章については、条文自体の見直しは必要ないと考えます。

ただし、条例に基づく取組について、おおむね条例の主旨に配慮した取組が行われておりますが、現在の手法により推進するほか、平成26年4月に小樽市自治基本条例を施行して以降、今回初めての検証を行い指摘した様々な課題等について、今後の検討・改善の結果を、市民に対し、一定期間ごとに情報提供を行うことが必要であると考えます。

◎R5年度の検討委員会での意見

- ・次回の会議で意見聴取